

私立幼稚園園務平準化支援事業費補助金 Q&A

No	質問	回答
1	雇上費は賃金のみが対象か。	他の職員の人件費(雇用する場合の経費)と同様の扱いで構わない。
2	雇用者の対象経費の算出はどのように行うか。	算出例 【時間雇用者の場合】 時間数×時給単価 【外部委託の場合】 契約金×申請業務の割合
3	他の業務も請け負っている職員を対象とする場合の人件費は対象となるか。	該当業務に従事した部分に限り対象になる。
4	当該業務の外部委託は対象か。	対象。
5	当該業務の外部委託とは具体的にどのようなものか。	園独自に補助員等を採用するのではなく、企業等に補助員配置を委託すること。
6	他業務も請け負う職員を対象とする場合の留意点はあるか。	当該経費がわかるよう契約内容の内訳等で整理し、証拠書類等で説明ができるようにすること。
7	当該職員が他業務も請け負っている場合の申請額はどうか。	当該業務に係る経費のみ対象として申請すること。
8	業務負荷が大きい時間とは具体的にどこを指すのか。	具体例としては、朝の登園や昼食の時間、プール活動時などを想定しているが、各園によって教員に業務負荷が大きく園児の安心・安全を確保することが難しくなる時間帯は異なることから、これ以外にも合理的な説明ができれば対象となり得る。
9	複数年の雇用を前提とした場合、申請することは可能か。	2年目以降の経費は補助対象外となるため、初年度にかかる費用のみを切り分けることが可能であれば、初年度のみ申請の対象となり得る。
10	公定価格算定に含まれる人員は対象外であるという認識でよいか。	ご認識のとおり。
11	補助対象期間以前から雇用している非常勤職員等が補助対象期間に契約を更新した場合も対象となるのか。	すでに雇用した人物においても契約更新の際に、新たに当該業務内容を追加して雇用する場合は対象となり得る。この場合、対象業務が適切に切り分けられ客観的に把握できるようにすること。
12	前年度以前から雇用契約のある職員は対象になるか。	変更契約などにより業務追加された部分があれば対象。
13	登園時と降園時に別々の2名を雇ったが、2名とも申請できるか。	申請可能。 ただし、2名以上雇用した場合も交付基準額の上限額は増額しない。
14	預かり保育の時間は対象となるか。	対象外。